



2025年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社ソディック  
代表者名 代表取締役 兼 CEO 社長執行役員 古川 健一  
(コード番号 6143 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 兼 CFO 常務執行役員 前島 裕史  
(TEL : 045 - 942 - 3111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年3月28日開催予定の当社第49回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1)当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能の強化を通じてコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、本定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2)資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第42条として新設するものであります。
- (3)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年3月28日(金)
定款変更の効力発生日	2025年3月28日(金)

以 上

【別紙】定款変更の内容

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">〔第2章〕 株 式</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 6 条  <u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 7 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条            ①当社は、株主名簿管理人を置く。            ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p style="text-align: center;">〔第2章〕 株 式</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条            ①当社は、株主名簿管理人を置く。            ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p>
<p style="text-align: center;">〔第3章〕 株 主 総 会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">〔第3章〕 株 主 総 会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">〔第4章〕 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条            当社の取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">〔第4章〕 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条            ① <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は9名以内とする。            ② <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

<p>(取締役の選任)  <u>第 21 条</u>  (新 設)</p> <p>①当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。  ②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任)  <u>第 20 条</u>  ①当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。  ②当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。  ③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)  <u>第 22 条</u>  ①取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>②補欠または増員で選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p>	<p>(取締役の任期)  <u>第 21 条</u>  ①取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  ②監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時</u>までとする。  ④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時</u>までとする。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集)  <u>第 23 条</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集および議長)  <u>第 22 条</u></p>

<p>①取締役会は、<u>取締役会の定めにより招集するものとし、その通知は、各取締役および各監査役に対して会日より3日前までに発するものとする。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役会が定める取締役がこれにあたる。この者に事故ある場合は、あらかじめ取締役会規程に定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(代表取締役および執行役員)</p> <p>第 26 条 ①当社は、取締役会の決議によって当会社を代表する取締役を選定する。</p>	<p>①取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役会が定める取締役がこれにあたる。この者に事故ある場合は、あらかじめ取締役会規程に定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 23 条</u> 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役および執行役員)</p> <p>第 26 条 ①当社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から<u>当会社を代表する取締役</u></p>
--	--

<p>②当社は、法令上可能な範囲で、当社業務の執行を、取締役会の決議に基づき、執行役員に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録) 第 27 条 ①取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 ②取締役会の議事録は、本店に10年間備え置く。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>を選定する。</p> <p>②当社は、法令上可能な範囲で、当社業務の執行を、取締役会の決議に基づき、執行役員に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録) 第 27 条 ①取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 ②取締役会の議事録は、本店に10年間備え置く。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p><u>[第 5 章] 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第 31 条 当社は<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第 32 条 当社の<u>監査役は5名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第 33 条 当社の<u>監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

<p>する。</p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 34 条</p> <p>①監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>④前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第 35 条</p> <p>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を 1 名以上選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第 36 条</p> <p>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第 37 条</p> <p>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

<p><u>(監査役会議事録)</u></p> <p><u>第 38 条</u></p> <p><u>①監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>②監査役会の議事録は、本店に10年間備え置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 39 条</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会が定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 40 条</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 41 条</u></p> <p><u>①当社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>[第5章] 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 31 条</u> <u>当社は監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p><u>第 32 条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第 33 条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>第 34 条</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会議事録)</u></p> <p><u>第 35 条</u> <u>①監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> <u>②監査等委員会の議事録は、本店に10年間備え置く。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 36 条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>[第6章] 会計監査人</p>	<p>[第6章] 会計監査人</p>



<p>第 42 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第 37 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>[第 7 章] 計 算</p> <p>第 46 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(期末配当金)</u></p> <p>第 47 条  <u>当社は、株主総会の決議によって毎年 12 月 31 日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第 48 条  <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権</u></p>	<p>[第 7 章] 計 算</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 42 条  <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 43 条  <u>①当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</u>  <u>②当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u>  <u>③前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

<p>者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める<u>剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>をすることができる。</p> <p>（<u>期末配当金等の除斥期間</u>）</p> <p><u>第 49 条</u></p> <p>①<u>期末配当金および中間配当金</u>は、当社がその支払いを開始した日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>②未払いの<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息を付さないものとする。</p>	<p>（<u>配当金の除斥期間</u>）</p> <p><u>第 44 条</u></p> <p>①配当金は、当社がその支払いを開始した日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>②未払いの配当金には利息を付さないものとする。</p>
<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>附 則</p> <p>（<u>監査役<span>の責任免除に関する経過措置</span></u>）</p> <p><u>第 1 条</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって第 49 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>